

事 務 連 絡

平成23年7月27日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」については、本年4月5日に第177回通常国会に提出され、6月15日に可決成立し、6月22日に公布されたところです。

今般、この法令の改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現段階で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料を作成しましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>
介護保険計画課
システム管理指導官 立川
電話 03-5253-1111（内線 2166）

<添付資料>

- 資料1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて（案）
- 資料2 国保連合会とのインタフェースの変更点について（案）
- 資料3 保険者インタフェース（受給者台帳）のインタフェース変更案
- 資料4 サービス事業所インタフェース（請求書情報・請求明細書情報）の変更案
- 資料5 居宅介護支援事業所インタフェース（請求書情報・請求明細書情報）の変更案
- 資料6 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書様式（案）
- 資料7 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコードの考え方について（案）
- 資料8 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について（案）
- 資料9 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書記載例（案）

本資料は、都道府県、市町村、事業者等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から作成したものであり、具体的な内容については、今後の議論等を踏まえ、変更の可能性があり得るものである。